Bタイプ〔死亡保険金最高1,200万円〕

2022年4月1日以降
保険始期用

（特約あり／なし兼用）

学生教育研究災害傷害保険

（略称「学研災」）

加入者のしおり

あなた自身がケガを負った場合等の万一の事故に備え、ぜひご一読ください

〈ご加入の覚え〉学生ご本人がご記入ください

加入年度	年度	保険期間	年間	通学特約	接触感染特約
				有 ・ 無	有 ・ 無
氏 名					

（ご注意）1 通学中の事故・学校施設等相互間の移動中の事故については、**「学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）普通保険」**および**「通学中等傷害危険担保特約（略称「通学特約」）」**に加入の場合に限り保険金のお支払い対象となります。

2 接触感染による感染症予防措置を受けた場合については、**「学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）普通保険」**および**「接触感染予防保険金支払特約（略称「接触感染特約」）」**に加入の場合に限り保険金のお支払い対象となります。

この保険は学生個人に対して保険証券を発行しておりません。
この冊子を保険証券の代わりとして大切に保管してくだサ～イ！

公益財団法人　日本国際教育支援協会
Japan Educational Exchanges and Services

ご加入者の皆様へ

本保険の内容および「被保険者（補償を受けることができる方）」である皆様の義務などについては、学生教育研究災害傷害保険普通保険約款、通学中等傷害危険担保特約、接触感染予防保険金支払特約等の規定が適用されます。

この「しおり」は、約款および各特約等とその中の特に大切な事柄を記載したものです。万一の場合に備えて、ぜひご一読の上、お手元に保管してください。

〈目　　次〉

Ⅰ．学生教育研究災害傷害保険（学研災）の概要（P2 ～ P6）
1. 保険期間
2. 対象となる活動範囲
3. 保険金の種類と金額
4. 保険金支払例
5. 保険金をお支払いしない主な場合
6. 契約内容変更（転部・退学・休学）の場合の手続き

Ⅱ．事故が起きたときの手続き（P7）
1. 事故の通知
2. 保険金の請求手続き

Ⅲ．学生教育研究災害傷害保険普通保険約款（P8 ～ P12）

Ⅳ．通学中等傷害危険担保特約（P13）

Ⅴ．接触感染予防保険金支払特約（P13）

Ⅵ．共同保険に関する特約（P13）

Ⅶ．学生教育研究災害傷害保険特約書（P13 ～ P15）

Ⅷ．重要事項説明書（P15 ～ P16）
1. 契約概要
2. 注意喚起情報

Ⅸ．保険金請求先（東京海上日動担当損害サービス課）（P16）

Ⅹ．その他（P17）

学生教育研究災害傷害保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」といいます。）と以下の保険会社（予定）との間で締結された共同保険契約であり、東京海上日動火災保険株式会社が他の引受保険会社の代理、代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合については本協会にご確認ください。

あいおいニッセイ同和損保　　損保ジャパン　　東京海上日動（幹事保険会社）　　三井住友海上

※加入内容・加入確認・諸手続等についてのお問い合わせは、在籍する学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）へお願いします。

保険料一覧

各特約に加入する場合、希望する特約の保険料が加算されます。
特約の採用については、学校によって異なります。詳細は学校の窓口にお問い合わせください。

<table>
<tr><th rowspan="3">保険期間</th><th colspan="3">基本</th><th colspan="3">特約</th></tr>
<tr><th rowspan="2">昼間部</th><th rowspan="2">夜間部</th><th rowspan="2">通信教育</th><th colspan="2">通学中等傷害危険担保特約</th><th rowspan="2">接触感染予防保険金支払特約</th></tr>
<tr><th>昼間部・夜間部</th><th>通信教育</th></tr>
<tr><td>1年間</td><td>550円</td><td>100円</td><td rowspan="6">100円</td><td>250円</td><td rowspan="6">30円</td><td>20円</td></tr>
<tr><td>2年間</td><td>1,000円</td><td>200円</td><td>400円</td><td>40円</td></tr>
<tr><td>3年間</td><td>1,500円</td><td>250円</td><td>600円</td><td>50円</td></tr>
<tr><td>4年間</td><td>1,900円</td><td>350円</td><td>750円</td><td>70円</td></tr>
<tr><td>5年間</td><td>2,300円</td><td>450円</td><td>950円</td><td>80円</td></tr>
<tr><td>6年間</td><td>2,700円</td><td>—</td><td>1,050円</td><td>100円</td></tr>
</table>

※年度途中に加入する場合も保険料は1年単位となります。
※通学中等傷害危険担保特約において夜間部に6年間の設定はありません。

Ⅰ. 学生教育研究災害傷害保険（学研災）の概要

1. 保険期間

保険期間は、以下のいずれかです。

	保険始期	保険終期
4月入学生	4月1日午前0時から	（所定の卒業年次の(＊1)）3月31日午後12時まで
9月入学生	9月1日午前0時から	（所定の卒業年次の(＊1)）8月31日午後12時まで
10月入学生	10月1日午前0時から	（所定の卒業年次の(＊1)）9月30日午後12時まで

（＊1）原則として卒業までの期間を一括して申し込むものとします。

ただし、次の場合は、保険始期はそれぞれ以下のとおりとなります。

全員加入の場合（学校が学生の加入を決める場合）で、学校の機関において決議(＊2)した保険加入日が上記の保険始期以降であるとき。	決議された保険加入日の午前0時が保険始期
任意加入の場合（学生が加入を決める場合）で、学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が上記の保険始期以降であるとき。(＊3)	保険料を支払った日の翌日午前0時が保険始期

（＊2）保険加入日時は決議日時より遡ることはできません。
（＊3）原則として、入学手続と同時に申込みを行うものとします。

加入形態（全員加入または任意加入）や自分の保険期間が分からない場合は、学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）でご確認ください。

注意事項

(1) 4月入学生の保険責任は、4月1日午前0時から始まります。ただし、4月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。
①全員加入の場合：教授会等において決議した保険加入日が4月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が保険始期となります。
②任意加入の場合：学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が4月1日以降のときは、支払った日の翌日午前0時が保険始期となります。

(2) 9月入学生の保険責任は、9月1日午前0時から始まります。ただし、9月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。
①全員加入の場合：教授会等において決議した保険加入日が9月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が保険始期となります。
②任意加入の場合：学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が9月1日以降のときは、支払った日の翌日午前0時が保険始期となります。

(3) 10月入学生の保険責任は、10月1日午前0時から始まります。ただし、10月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。
①全員加入の場合：教授会等において決議した保険加入日が10月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が保険始期となります。
②任意加入の場合：学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が10月1日以降のときは、支払った日の翌日午前0時が保険始期となります。

2. 対象となる活動範囲

(1) 学生教育研究災害傷害保険普通保険約款

被保険者（補償を受けることができる方）が在籍する学校の国内外における教育研究活動中に生じた**急激かつ偶然な外来の事故**によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。
※「病気」はこの保険の対象となりません。
（＊）傷害には次に掲げるものを含みます。
①身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます）。
②日射または熱射による身体の障害。

「教育研究活動中」とは……

① 正課中

講義、実験、実習、演習または実技による授業（以上を総称して以下「授業」といいます。）を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。
ア．指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。ただし、専ら被保険者の私的生活に係る場所においてこれらに従事している間を除きます。
イ．指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間または授業を行う場所、学校の図書館、資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。
ウ．大学院設置基準第15条、大学設置基準第28条および高等専門学校設置基準第19条の規定に基づき、他の大学、短期大学または高等専門学校の正課を履修している間。なお、ここにいう「他の大学、短期大学または高等専門学校」には外国の大学、短期大学等も含みます。

エ．通信教育生の場合は、面接授業を受けている間。

② 学校行事に参加している間

学校の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

③ ①②④以外で学校施設内にいる間

学校が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内にいる間。ただし、寄宿舎にいる間、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。

④ 課外活動（クラブ活動）中

学校の規則にのっとった所定の手続きにより、学校の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。ただし、山岳登はんやハンググライダーなどの危険なスポーツを行っている間、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。

（2）通学中等傷害危険担保特約（通学特約）

学研災普通保険および本特約に加入の場合に限ります。

被保険者（補償を受けることができる方）の住居と学校施設等との間の往復中または学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。

① 通学中

学校の授業等(※1)、学校行事または課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（学校が禁じた方法を除きます。）(＊1)により、被保険者の住居（社会人入試を経て学校に入学した学生が学校に通う場合は、勤務先を含みます。）(＊2)と学校施設等(※2)（敷地に入るまで）との間を往復する間。

② 学校施設等(※2)相互間の移動中

学校の授業等(※1)、学校行事または課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（学校が禁じた方法を除きます。）(＊1)により、学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）の行われる場所の相互間を移動している間。

（※1）「学校の授業等」については、P2 ～ 3正課中をご参照ください。

（※2）「学校施設等」とは、学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）の行われる場所をいいます。

（＊1）**「合理的な経路および方法（学校が禁じた方法を除きます。）」**とは、住居と学校施設等との往復や学校施設間を移動するに当たって、一般的に学生が用いるものと考えられる経路および方法のことです。

「経路」については、通学定期券に記載されている経路はもちろんですが、一般的に用いられると想定される経路であれば、それらについても合理的な経路とします。また、公共交通機関のストライキや道路封鎖等によりやむを得ず迂回せざるを得ない場合であって、その迂回路が一般的であると認められる場合は、その迂回路も合理的な経路とします。

経路の逸脱または中断について 原則として、合理的な経路を逸脱した場合（授業等への参加とは関係のない目的で合理的な経路をそれる場合）や、往復または移動を中断した場合（往復または移動とは関係のない行為を途中で行う場合）には、その間やその後に被った傷害に対しては保険金をお支払いしません。ただし、その逸脱または中断が授業等、学校行事もしくは課外活動（クラブ活動）に必要な物品の購入その他これに準ずる行為を行うためのものである場合または日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、合理的経路に復した後に被った傷害に対しては保険金をお支払いします。例えば以下のような行為です。 ① 授業に必要な教科書を購入する。　② 惣菜等を購入する。　③ 独り暮らしの学生が食堂に立ち寄る。 ④ 選挙の投票をする。　⑤ 病院や診療所で診察を受ける。 「方法」については、一般的に用いられる方法のことで、鉄道、バス等公共交通機関を利用する場合や自転車、自動車、徒歩等通常用いられる方法（学校が禁じた方法を除きます。）であれば、日常使用しているか否かにかかわらず合理的な方法とします。

（＊2）**「住居」**とは、学生が居住して日常生活の用に供している家屋などの場所で、就学の拠点となるところをいいます。なお、社会人入試※を経て学校に入学した学生が学校に通う場合は、勤務先を含みます。ただし、長時間通学や自然災害、交通事情などの不可抗力的な事情により一時的に通常の住居以外の場所に宿泊しなくてはならないような場合には、その場所も住居とします。

※「社会人入試」とは、一般の入学志願者と異なる方法により判定する入試方法のうち、社会人特別選抜入試等の社会人を対象とする入試をいいます。

（3）接触感染予防保険金支払特約（接触感染特約）

学研災普通保険および本特約に加入の場合に限ります。

臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触し、その原因となる事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合に15,000円（定額）をお支払いします。

※接触感染以外の院内感染（空気感染等）はこの特約の対象となりません。

なお、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義に従うものとします。

	用　語	定　義
①	接触感染	臨床実習の目的で使用される施設内で、被保険者が直接間接を問わず、感染症(＊3)の病原体に予期せず接触(＊4)することをいいます。
②	臨床実習	病院等(＊5)で行う実習をいいます。
③	感染症予防措置	感染症への感染または発症を予防することを目的として行う検査、投薬等をいいます。ただし、医師等の指示または指導に基づくものに限ります。

（＊3）感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第１項の感染症をいいます。以下この特約において同様とします。
（＊4）接触のおそれのある場合を含みます。
（＊5）病院または診療所等をいいます。以下この特約において同様とします。

〈感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条（平成26年11月21日現在）〉

第６条　この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

2　この法律において「一類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

1	エボラ出血熱
2	クリミア・コンゴ出血熱
3	痘そう
4	南米出血熱
5	ペスト
6	マールブルグ病
7	ラッサ熱

3　この法律において「二類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

1	急性灰白髄炎
2	結核
3	ジフテリア
4	重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）
5	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）
6	鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。第５項第７号において「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）

4　この法律において「三類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

1	コレラ
2	細菌性赤痢
3	腸管出血性大腸菌感染症
4	腸チフス
5	パラチフス

5　この法律において「四類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

1	Ｅ型肝炎
2	Ａ型肝炎
3	黄熱
4	Ｑ熱
5	狂犬病
6	炭疽
7	鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）
8	ボツリヌス症
9	マラリア
10	野兎病
11	前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病であって、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの

6　この法律において「五類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

1	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）
2	ウイルス性肝炎（Ｅ型肝炎及びＡ型肝炎を除く。）
3	クリプトスポリジウム症
4	後天性免疫不全症候群
5	性器クラミジア感染症
6	梅毒
7	麻しん
8	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
9	前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病（四類感染症を除く。）であって、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの

7　この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

1	新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
2	再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

8　この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、第３章から第７章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

9　この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

省略（第10項から第24項まで）

3. 保険金の種類と金額

(1) 死亡保険金

(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合)

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	1,200万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動（クラブ活動）中」「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	600万円

(2) 後遺障害保険金(＊1)

(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合)

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	程度に応じて 72万円～ 1,800万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動（クラブ活動）中」「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	程度に応じて 36万円～ 900万円

(＊1)
死亡保険金と後遺障害保険金とを重ねて支払うべき場合には死亡保険金をお支払いします。

(3) 医療保険金（医師の治療を受けた場合）および入院加算金

事故発生時の活動の種別			治療日数(＊2)	医療保険金
	(対象外)	(対象外)	1日～ 3日	3,000円
			4日～ 6日	6,000円
			7日～ 13日	15,000円
(治療日数1日から対象) 正課中・学校行事中	(治療日数4日以上が対象) 課外活動（クラブ活動）を行っている間以外で学校施設内にいる間・通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中	(治療日数14日以上が対象) 学校施設内外を問わず、課外活動（クラブ活動）を行っている間	14日～ 29日	30,000円
			30日～ 59日	50,000円
			60日～ 89日	80,000円
			90日～119日	110,000円
			120日～149日	140,000円
			150日～179日	170,000円
			180日～269日	200,000円
			270日～	300,000円

＋ 入院した場合

入院加算金 (180日限度)
入院1日につき 4,000円 (いずれの活動種別においても入院1日目から支払われます。)

(＊2)
実際に入院または通院した日数をいいます。傷害を被り治療を開始した日から「医師が必要であると認めた治療が完了した日」の間の**実治療日数**であり、治療期間の全日数が対象になるのではないことにご注意ください。

注意事項

(1) 上記の保険金は、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。
(2) 保険金は上記金額に限定されているので、2口以上の加入はできません。
(3) 同日に複数の病院へ通院した場合でも治療日数は1日となります。1日のうちに2つの病院へ通院しても、治療日数は2日とはなりませんのでご注意ください。

(4) 接触感染予防保険金(＊3)

補償範囲	支払保険金
臨床実習中	1事故につき15,000円（定額払）

(＊3) 臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触し、かつ、その原因となる事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合が対象です。

4. 保険金支払例

（　）内は支払保険金額

(1) 教育研究活動中

① 正課中

○実験中、フラスコ内を撹拌していたところ、突然爆発し、両目に火傷を負った（3.1万円）。
○調理実習中、包丁で野菜を切っている時に誤って左手人差し指を切った（6千円）。
○炎天下にて保育実習中、熱中症となり、入院を伴う治療を受けた（1.8万円）。

② 学校行事中

○卒業式で階段を降りていた際に躓き転倒し打撲を負った（3千円）。
○宿泊研修先で食事をし、食中毒になった（3千円）。
○野球大会で審判をしていたところ、ボールが左目に当たり打撲を負った（3万円）。

③ ①②④以外で学校施設内にいる間

○学校の階段で足を踏み外し、下肢を骨折（5万円）。
○学校の教室内で机を飛び越した時に着地に失敗し、左足親指を骨折（6千円）。

④ 課外活動（クラブ活動）中

○スキー部の活動中、斜面で転倒し骨折した（11.4万円）。
○学外球技場でのラグビーの公式試合中、相手にタックルをされ、左肩鎖関節を亜脱臼（5万円）。

(2) 通学中・学校施設等相互間の移動中

① 通学中

○自転車で通学中、駐車場から出てきた自動車と衝突。両膝と胸部を打撲（6千円）。
○凍結した路面を徒歩で通学中、滑って転倒。頭部挫傷・打撲（5.9万円）。
○原付で通学中、右折してきた別の原付と衝突し、右肩と右足首を打撲（20万円）。

② 学校施設等相互間の移動中

○学校からサークル活動場所に向かうためバイクで移動中、自動車をよけようとして転倒。右腕と両足に打撲・切傷を負った（1.5万円）。

(3) 臨床実習中の接触感染による感染症予防措置

○正課での手術中、執刀医が使用した器具の針が左手中指に刺さり、感染症予防措置を受けた（1.5万円）。

5. 保険金をお支払いしない主な場合

以下の事由により生じたケガ

保険契約者・被保険者（補償を受けることができる方）・保険金受取人の故意または重大な過失、被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為、無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等の運転中に生じた事故、脳疾患・疾病・心神喪失、妊娠・出産・早産または流産、外科的手術などの医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）、地震・噴火またはこれらによる津波（被保険者がこれらの自然事象の観測活動に従事している間を除きます。）、戦争・内乱・暴動、核燃料物質の有害な特性などによる事故（被保険者が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、またはこれらを使用する装置を用いて行う研究・実験活動に従事している間を除きます。）、放射線照射・放射能汚染（被保険者が放射線または放射能の発生装置を用いて行う研究・実験活動に従事している間を除きます。）、むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの。学校施設外の課外活動として行う山岳登はん（ピッケル等の登山用具を使用するもの）・リュージュ・ボブスレー・スカイダイビング・ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故、学校施設外の課外活動として行う自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行、被保険者に対する刑の執行(＊1)　等

なお、飲酒による急性アルコール中毒症や時間の経過により重大化した傷害など「急激かつ偶然な外来」の条件を充足しない事故も対象となりません。

（＊1）詳細はP11別表２をご参照ください。なお、上記が正課中、学校行事中および学校施設内にいる間であれば補償されます。

6. 契約内容変更（転部・退学・休学）の場合の手続き

(1) 2年以上の期間をまとめて加入した方は、次の場合、学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）で必要な書類を入手し、所定の手続きをお願いします。

① 昼間部、夜間部または通信部の区分を変更した場合

ア．夜間部から昼間部へ変更の場合

保険料を未経過年度に応じて請求します。契約内容変更通知書に必要事項をご記入の上、請求保険料を添えて(＊1)学校にご提出ください。

イ．昼間部から夜間部へ変更の場合

保険料を未経過年度に応じて一部返還します。

契約内容変更通知書に必要事項をご記入の上、学校の証明を受け、本協会学生支援部学生保険課に通知書を送付し、返還請求を行ってください。

ただし、学年度の中途において昼間部、夜間部または通信部の区分を変更した場合には、その学年度にかかる差額保険料については、返還または請求は行いません。

② 退学した場合（除籍、死亡を含みます。）

上記①イ．に準じて本協会学生支援部学生保険課に保険料の返還請求を行ってください。

ただし、学年度の中途において退学した場合には、その学年度にかかる差額保険料の返還は行いません。

③ 保険期間中に通算して**1年以上**休学した場合

休学期間に応じて保険料を返還します。**休学期間の終了後**、上記①イ．に準じて本協会学生支援部学生保険課に返還請求を行ってください。

（＊1）契約内容変更通知書は学校に備え付けてあります。

(2) 休学、留年等が理由で所定の修業年限が延長される場合は、保険契約の終了時に新たに追加加入の手続きが必要となります。所定の保険料を添えて(＊2)学校にお申し込みください。

（＊2）保険料の支払方法は学校によって異なりますので、詳細は学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）までお問い合わせください。

Ⅱ. 事故が起きたときの手続き

〈事故発生から保険金が支払われるまで〉

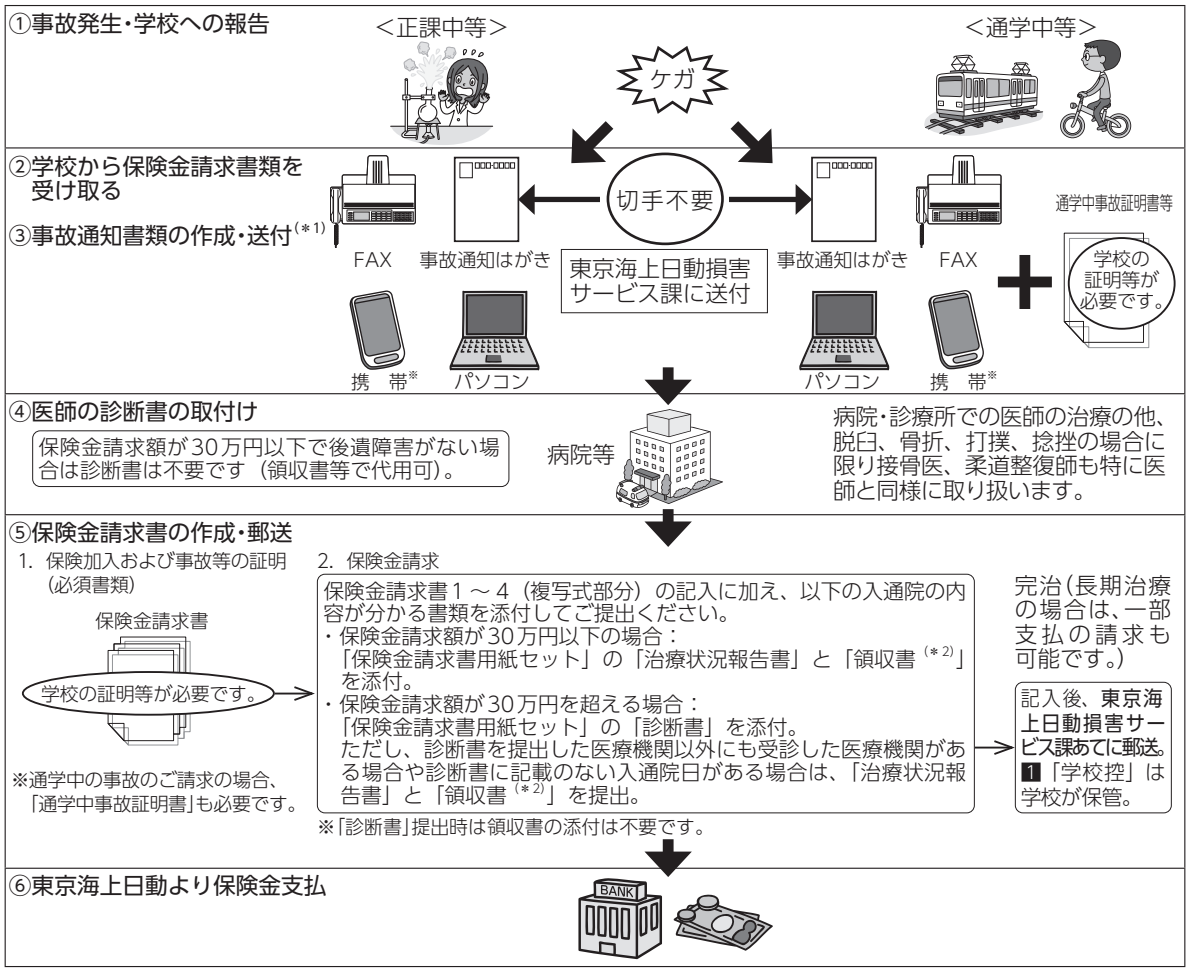

(＊1)
事故通知書類の作成・送付方法は、学校によって異なりますので、事前に学校に確認してください。

※事故通知システム（携帯版）QRコード

（事故通知システムトップページ）

(＊2)
入通院期間が記載されたもの。ない場合は診察券のコピーを添付するか、「治療状況報告書」に医療機関名をご記入ください。

1. 事故の通知

この保険で対象となる事故が生じた場合には、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、事故の日時、場所、状況、傷害の程度を学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）に申し出た上で、その窓口に備え付けてある事故通知はがきまたはFAX、あるいはパソコンや携帯端末を使用した「事故通知システム」で、東京海上日動の損害サービス課へご通知ください。
事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知のない場合には保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

以下の場合は、上記の事故通知に加え、次の書類に必要事項を記入の上、東京海上日動の損害サービス課に提出してください。
・通学中の事故：通学中事故証明書　・学校施設等相互間の移動中の事故：施設間移動中事故証明書　・接触感染事故：接触感染の検査資料等
※事故通知はがき、通学中事故証明書、施設間移動中事故証明書は学校に備え付けてあります。
※事故のご通知および保険金のご請求は、東京海上日動の損害サービス課あてに行ってください（P16保険金請求先ご参照）。

2. 保険金の請求手続き

保険金のご請求に当たっては、被保険者またはその代理人(＊1)が下記の書類を東京海上日動の損害サービス課にご提出ください。
①保険金請求書（学校の証明済みのもの。その他事故証明書等を含みます。）
②医師の診断書
ただし、保険金の請求金額が30万円以下（他の傷害保険等と合算して30万円以下の場合）で後遺障害がない場合は、請求者本人が治療状況報告書に記入し、領収書（通院日数が明記されているもの。領収書がない場合は診察券のコピー等）を貼って提出すれば医師の診断書は不要です。
③その他（学生教育研究災害傷害保険普通保険約款第25条・通学中等傷害危険担保特約第4条・接触感染予防保険金支払特約第3条をご参照ください。）
（＊1）被保険者が未成年の場合、保険金の請求は原則として親権者が行うものとします。なお、死亡保険金は、原則として法定相続人が請求することになります。
※入院した時には、入院日数等を記載した病院等の証明書類（領収書類に記載でも可）の提出が必要となります。
※前記①および②の書類は、学校に備付けの所定の用紙をご使用ください。
※保険金は、原則として銀行振込によりお支払いします。

（重要） 保険金の支払い後、引受保険会社は本協会に保険金支払いの連絡を行い、本協会はそれを基に保険金支払報告書を学校へ送付し、引受保険会社、学校および本協会の三者でその事故の保険金支払状況等の情報を共有しますので、あらかじめご承知おきください。

Ⅲ．学生教育研究災害傷害保険普通保険約款

第１章　用語の定義条項

第１条（用語の定義）

この約款において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　　義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
課外活動	大学等の規則に則った所定の手続により大学等の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動をいいます。ただし、大学等が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学等が禁じた行為を行っている間を除きます。
学校行事	大学等の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事をいいます。
学校施設	大学等が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいいます。ただし、寄宿舎を除きます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行（＊1）または試運転（＊2）をいいます。 （＊1）いずれもそのための練習を含みます。 （＊2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（＊3） （＊3）他の保険契約等に関する事項を含みます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
死亡保険金額	保険証券記載の死亡保険金額をいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（＊4）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （＊4）水上オートバイを含みます。
正課中	授業（＊5）を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。 ア．指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。ただし、専ら被保険者の私的生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除きます。 イ．指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間または授業を行う場所、大学等の図書館、資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間 （＊5）講義、実験、実習、演習または実技による授業をいいます。以下同様とします。
大学等	被保険者の在籍する大学または高等専門学校をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師（＊6）が必要であると認め、医師（＊6）が行う治療をいいます。 （＊6）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
治療日数	被保険者が入院または通院した日数をいいます。 ただし、被保険者が通院しない場合においても、別表１に掲げる部位の骨折、脱臼、靱帯損傷等によりギプス等（＊7）を常時装着したときは、その日数について、通院をしたものとみなします。 ただし、診断書に別表１に掲げる部位の骨折、脱臼、靱帯損傷等によりギプス等（＊7）の装着をした旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書にギプス等（＊7）の装着に関する記載がなされている場合に限ります。 （＊7）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（＊8）および三内式シーネをいいます。 （＊8）下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金または医療保険金をいいます。

第２章　補償条項

第２条（保険金を支払う場合）

（1）　当会社は、被保険者が日本国内または国外において下表に掲げる間に生じた急激かつ偶然な外来の事故（＊1）によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。

①	大学等の正課中および学校行事に参加している間
②	①および大学等に届け出た課外活動を行っている間以外で学校施設内にいる間。ただし、大学等が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学等が禁じた行為を行っている間を除きます。
③	学校施設内で大学等に届け出た課外活動を行っている間
④	学校施設外で大学等に届け出た課外活動を行っている間

（2）　（1）の傷害には、下表に掲げるものを含みます。

①	身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（＊2）
②	日射または熱射による身体の障害

（＊1）以下「事故」といいます。
（＊2）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第３条（保険金を支払わない場合－その１）

（1）　当会社は、下表に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
②	保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④	被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 ア．法令に定められた運転資格（＊1）を持たないで自動車等を運転している間 イ．道路交通法第65条第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ（＊2）、シンナー等（＊3）を使用した状態で自動車等を運転している間
⑤	被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
⑥	被保険者の妊娠、出産、早産または流産
⑦	被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
⑧	被保険者に対する刑の執行
⑨	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（＊4）
⑩	地震、噴火またはこれらによる津波。ただし、被保険者がこれらの自然事象の観測活動に従事している間については、保険金を支払います。
⑪	核燃料物質（＊5）もしくは核燃料物質によって汚染された物（＊6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。ただし、被保険者が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、または、これらを使用する装置を用いて行う研究活動または実験活動に従事している間については、保険金を支払います。
⑫	⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑬	⑪以外の放射線照射または放射能汚染。ただし、被保険者が放射線または放射能の発生装置を用いて行う研究活動または実験活動に従事している間については、保険金を支払います。

（2）　当会社は、被保険者が頸部症候群（＊7）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、保険金を支払いません。
（＊1）運転する地における法令によるものをいいます。
（＊2）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第15項に定める指定薬物をいいます。
（＊3）毒物及び劇物取締法第３条の３の規定に基づく政令で定めるものをいいます。
（＊4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（＊5）使用済燃料を含みます。以下同様とします。
（＊6）原子核分裂生成物を含みます。以下同様とします。
（＊7）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第４条（保険金を支払わない場合－その２）

（1）　当会社は、被保険者が下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が別表２に掲げる運動等を行っている間
②	被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間 ア．乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。 イ．乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法または態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。 ウ．法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法もしくは態様により自動車等を使用している間

（2）　（1）の規定は、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）（1）の表の①、②または③に掲げる間に被った傷害に対しては適用しません。

第５条（死亡保険金の支払）

（1）　当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡保険金額に下表に掲げる割合を乗じた額（＊1）を死亡保険金として、死亡保険金受取人に支払います。

①	第２条（1）の表の①に該当するとき …… 100％
②	第２条（1）の表の②、③または④に該当するとき … 50％

（2）　第30条（死亡保険金受取人の変更）（1）または（2）の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が２名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
（3）　第30条（8）の死亡保険金受取人が２名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
（＊1）第６条（後遺障害保険金の支払）の規定による後遺障害保険金を既に支払った場合は、死亡保険金額に（1）の表に掲げる割合を乗じた額から既に支払った金額を控除した残額とします。

第６条（後遺障害保険金の支払）

（1）　当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。ただし、後遺障害が発生した後、その原因となった事故により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合には、後遺障害保険金は支払いません。

死亡保険金額	×	第５条（死亡保険金の支払）（1）の表に掲げる割合	×	別表３に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合	＝	後遺障害保険金の額

(2)　（1）の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、（1）のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3)　別表３の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4)　同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、死亡保険金額に第５条（1）の表に掲げる割合を乗じた額に下表の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

①	別表３の第１級から第５級までに掲げる後遺障害が２種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の３級上位の等級に対する保険金支払割合
②	①以外の場合で、別表３の第１級から第８級までに掲げる後遺障害が２種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の２級上位の等級に対する保険金支払割合
③	①および②以外の場合で、別表３の第１級から第13級までに掲げる後遺障害が２種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
④	①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5)　既に後遺障害のある被保険者が第２条の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、死亡保険金額に第５条（1）の表に掲げる割合を乗じた額に次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表３に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	－	既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	＝	適用する割合

第７条（医療保険金の支払）

(1)　当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、被保険者以外の医師の治療を受けた場合は、その治療日数に対し、下表に掲げる金額を医療保険金としてその被保険者に支払います。

ただし、第２条（1）の表の②に該当する場合は、下表の②から⑪に規定する金額に限ります。また、第２条（1）の表の③または④に該当する場合は、下表の④から⑪に規定する金額に限ります。

①	治療日数が	１日以上　４日未満の場合	3,000円
②	治療日数が	４日以上　７日未満の場合	6,000円
③	治療日数が	７日以上　14日未満の場合	15,000円
④	治療日数が	14日以上　30日未満の場合	30,000円
⑤	治療日数が	30日以上　60日未満の場合	50,000円
⑥	治療日数が	60日以上　90日未満の場合	80,000円
⑦	治療日数が	90日以上　120日未満の場合	110,000円
⑧	治療日数が	120日以上　150日未満の場合	140,000円
⑨	治療日数が	150日以上　180日未満の場合	170,000円
⑩	治療日数が	180日以上　270日未満の場合	200,000円
⑪	治療日数が	270日以上の場合	300,000円

(2)　（1）本文の治療日数の中に、被保険者以外の医師の指示に基づき病院または診療所に入院した日数が含まれている場合には、（1）の表の①から⑪までに規定する金額とは別に、180日を限度としてその入院日数１日につき4,000円を医療保険金としてその被保険者に支払います。

(3)　（2）の期間には、臓器の移植に関する法律第６条（臓器の摘出）の規定によって、同条第４項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（＊1）であるときには、その処置日数を含みます。

(4)　被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合には、それぞれの傷害による治療日数を合算し、重複した日数を控除した日数を治療日数とみなして（1）の規定を適用します。

(5)　被保険者が入院による治療を受けている間に、新たに第２条の傷害を被ったとしても、当会社は、重複しては（2）に規定する金額を支払いません。

（＊1）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第８条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第９条（他の身体障害または疾病の影響）

(1)　被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2)　正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第３章　基本条項

第10条（保険責任の始期および終期）

(1)　当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前０時に始まり、末日の午後12時に終わります。

(2)　（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3)　保険期間が始まった後でも、別に定める場合を除き、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第11条（告知義務）

保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

第12条（昼夜間部等の変更、休学または退学に関する通知義務）

保険契約締結の後、被保険者が昼間部、夜間部もしくは通信部の区分を変更した場合または休学もしくは退学した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその事実を当会社に通知しなければなりません。

第13条（保険契約の無効）

(1)　保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した事実があった場合は、保険契約の全部を無効とします。

(2)　下表に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約のその被保険者部分を無効とします。

①	被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約に加入した場合
②	死亡保険金受取人を定める場合（＊1）に、その被保険者の同意を得なかったとき

（＊1）被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第14条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約のその被保険者部分は効力を失います。

第15条（保険契約の取消し）

(1)　保険契約者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約の全部を取り消すことができます。

(2)　被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、保険契約のその被保険者部分を取り消すことができます。

第16条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約の全部または一部を解除することができます。

第17条（重大事由による解除）

(1)　当会社は、保険契約者が下表のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

①	反社会的勢力（＊1）に該当すると認められること。
②	反社会的勢力（＊1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
③	反社会的勢力（＊1）を不当に利用していると認められること。
④	法人である場合において、反社会的勢力（＊1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
⑤	その他反社会的勢力（＊1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(2)　当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（＊2）を解除することができます。

①	被保険者が、（1）の表の①から③までまたは⑤のいずれかに該当すること。
②	被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、（1）の表の①から⑤までのいずれかに該当すること。

(3)　（1）または（2）の規定による解除が傷害（＊3）の発生した後になされた場合であっても、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）の表の①から⑤までの事由または（2）の表の①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害（＊3）に対しては、当会社は、保険金（＊4）を支払いません。この場合において、既に保険金（＊4）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（＊1）暴力団、暴力団員（＊5）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（＊2）その被保険者に係る部分に限ります。

（＊3）（2）の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

（＊4）（2）の表の②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、（1）の表の①から⑤までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

（＊5）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。

第18条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1)　被保険者が保険契約者以外の者である場合において、下表に掲げるいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（＊1）を解除することを求めることができます。

①	この保険契約（＊1）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
②	保険契約者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとした場合
③	保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
④	保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第17条（重大事由による解除）（1）の表の①から⑤までのいずれかに該当する場合
⑤	他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
⑥	②から⑤までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から⑤までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（＊1）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
⑦	保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（＊1）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(2)　保険契約者は、（1）の表の①から⑦までの事由がある場合において被保険者から（1）に規定する解除請求があったときは、当会社に

対する通知をもって、この保険契約（＊1）を解除しなければなりません。
（3）（1）の表の①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（＊1）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。
（4）（3）の規定によりこの保険契約（＊1）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その事実を書面により通知するものとします。
（＊1）その被保険者に係る部分に限ります。

第19条（保険契約解除の効力）
保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第20条（保険料の返還または請求－昼夜間部等の変更、休学または退学に関する通知義務等の場合）
（1）当会社は、第12条（昼夜間部等の変更、休学または退学に関する通知義務）の通知を受けた場合には、次の算式によって算出した保険料を返還または請求します。
①昼間部、夜間部または通信部の区分の変更の場合において、適用保険料に変更を生じたときは、次の算式によって算出した額を返還または請求します。ただし、学年度の中途において昼間部、夜間部または通信部の区分を変更した場合には、その学年度にかかる差額保険料については、返還または請求は行いません。

［既収保険料 － 既経過学年度の期間に対応する旧適用保険料］
－［現保険期間に対応する新適用保険料 － 既経過学年度の期間に対応する新適用保険料］＝ 返還または請求（負の場合）する保険料

②退学の場合には、次の算式によって算出した額を返還します。ただし、学年度の中途において退学した場合には、その学年度にかかる差額保険料については、返還は行いません。

既収保険料 － 既経過学年度の期間に対応する旧適用保険料 ＝ 返還する保険料

③休学の場合において、保険期間中の休学期間が通算して１年以上となるときは、次の算式によって算出した額を返還します。この場合、通算休学期間は、その期間に端日数があるときは、これを切り捨て年単位としたものを用います。

既収保険料 － 保険期間から通算休学期間を差引いた期間に対応する適用保険料 ＝ 返還する保険料

（2）（1）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
（3）（2）の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第21条（保険料の返還－無効の場合）
（1）第13条（保険契約の無効）（1）の規定により、保険契約の全部が無効となる場合には、当会社は、当会社がこれを知った日の属する学年度に対する保険料については返還しないものとし、その後の年度に対する保険料についてはその全額を返還します。
（2）第13条（2）の表の①の規定により、保険契約のその被保険者部分が無効となる場合には、当会社は、当会社がこれを知った日の属する学年度に対するその被保険者にかかる保険料については返還しないものとし、その後の年度に対するその被保険者にかかる保険料についてはその全額を返還します。
（3）第13条（2）の表の②の規定により、保険契約のその被保険者部分が無効となる場合には、当会社は、その被保険者にかかる保険料の全額を返還します。

第22条（保険料の返還－失効または解除の場合）
（1）保険契約の全部が失効となった場合は、当会社は、失効のあった日の属する学年度に対する保険料については返還しないものとし、その後の年度に対する保険料についてはその全額を返還します。
（2）保険契約の全部が解除となった場合は、当会社は、その解除があった日の属する学年度に対する保険料については返還しないものとし、その後の年度に対する保険料についてはその全額を返還します。
（3）保険契約の一部が失効または解除となった場合は、その被保険者にかかる保険料について（1）または（2）の規定を準用します。

第23条（保険料の返還－取消しの場合）
（1）第15条（保険契約の取消し）（1）の規定により、当会社が保険契約の全部を取り消した場合には、当会社は、取消しがあった日の属する学年度に対する保険料については返還しないものとし、その後の年度に対する保険料についてはその全額を返還します。
（2）第15条（2）の規定により、当会社が保険契約のその被保険者部分を取り消した場合には、当会社は、取消しがあった日の属する学年度に対するその被保険者にかかる保険料については返還しないものとし、その後の年度に対するその被保険者にかかる保険料についてはその全額を返還します。

第24条（事故の通知）
（1）被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
（2）被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
（3）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）もしくは（2）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第25条（保険金の請求）
（1）当会社に対する保険金請求権は、下表の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

①	死亡保険金については、被保険者が死亡した時
②	後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
③	医療保険金については、被保険者が被った第２条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院または通院が終了した時、または治療日数が270日以上となった時のいずれか早い時

（2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書に下表の書類を添えて当会社に提出しなければなりません。
①死亡保険金請求の場合

ア．	当会社の定める傷害状況報告書
イ．	公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
ウ．	死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書
エ．	死亡診断書または死体検案書
オ．	被保険者の戸籍謄本
カ．	死亡保険金受取人を定めなかった場合は、法定相続人の戸籍謄本
キ．	その他当会社が第26条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

②後遺障害保険金請求の場合

ア．	当会社の定める傷害状況報告書
イ．	公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
ウ．	被保険者の印鑑証明書
エ．	後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
オ．	その他当会社が第26条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

③医療保険金請求の場合

ア．	当会社の定める傷害状況報告書
イ．	公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
ウ．	被保険者の印鑑証明書
エ．	傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
オ．	入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
カ．	その他当会社が第26条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者（＊1）
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（＊1）または②以外の３親等内の親族

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
（5）被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求を第三者に委任する場合には、（2）の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。
（6）当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）または（5）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
（7）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（6）の規定に違反した場合または（2）、（3）、（5）もしくは（6）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
（＊1）法律上の配偶者に限ります。

第26条（保険金の支払時期）
（1）当会社は、請求完了日（＊1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

（2）（1）の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（＊1）からその日を含めて下表に掲げる日数（＊2）を経過する日までに、

保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

①	(1) の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会 (＊3)　180日
②	(1) の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会　90日
③	(1) の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会　120日
④	災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) の表の①から④までの事項の確認のための調査　60日
⑤	(1) の表の①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査　180日

(3)　(1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (＊4) には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

(4)　(1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(＊1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第25条（保険金の請求）(2)、(3) および (5) の規定による手続を完了した日をいいます。

(＊2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(＊3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(＊4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第27条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1)　当会社は、第24条（事故の通知）の規定による通知または第25条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2)　(1) の規定による診断または死体の検案 (＊1) のために必要とした費用 (＊2) は、当会社が負担します。

(＊1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(＊2) 収入の喪失を含みません。

第28条（時効）

保険金請求権は、第25条（保険金の請求）(1) に規定する時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第29条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第30条（死亡保険金受取人の変更）

(1)　保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(2)　保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

(3)　(2) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その事実を当会社に通知しなければなりません。

(4)　(3) の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

(5)　保険契約者は、(2) の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

(6)　(5) の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその事実を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

(7)　(2) および (5) の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

(8)　死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人 (＊1) を死亡保険金受取人とします。

(9)　保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

(＊1) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第31条（死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

(1)　この保険契約について、死亡保険金受取人が２名以上である場合は、当会社は、代表者１名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。

(2)　(1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、死亡保険金受取人の中の１名に対して行う当会社の行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第32条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第33条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表１　骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った部位

1. 長管骨 (＊1) または脊柱
2. 長管骨 (＊1) に接続する上肢または下肢の三大関節部分 (＊2)
3. 肋骨または胸骨 (＊3)
4. 顎骨または顎関節 (＊4)

(＊1) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

(＊2) 三大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。

(＊3) 体幹部を固定した場合に限ります。

(＊4) 三内式シーネ等で上下顎を固定した場合に限ります。

別表２　第４条（保険金を支払わない場合－その２）(1) の表の①の運動等

山岳登はん (＊5)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 (＊6) 操縦 (＊7)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 (＊8) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(＊5) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

(＊6) グライダーおよび飛行船を除きます。

(＊7) 職務として操縦する場合を除きます。

(＊8) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機 (＊9) を除きます。

(＊9) パラプレーン等をいいます。

別表３　後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第１級	(1)　両眼が失明したもの (2)　咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3)　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (4)　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの (5)　両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)　両上肢の用を全廃したもの (7)　両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)　両下肢の用を全廃したもの	150%
第２級	(1)　１眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2)　両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (4)　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの (5)　両上肢を手関節以上で失ったもの (6)　両下肢を足関節以上で失ったもの	133.5%
第３級	(1)　１眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)　咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3)　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4)　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)　両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	117%
第４級	(1)　両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)　咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3)　両耳の聴力を全く失ったもの (4)　１上肢をひじ関節以上で失ったもの (5)　１下肢をひざ関節以上で失ったもの (6)　両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7)　両足をリスフラン関節以上で失ったもの	103.5%
第５級	(1)　１眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3)　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4)　１上肢を手関節以上で失ったもの (5)　１下肢を足関節以上で失ったもの (6)　１上肢の用を全廃したもの (7)　１下肢の用を全廃したもの (8)　両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	88.5%
第６級	(1)　両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)　咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3)　両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4)　１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5)　脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6)　１上肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの (7)　１下肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの (8)　１手の５の手指または母指を含み４の手指を失ったもの	75%

等級	後遺障害	保険金支払割合
第７級	(1)　１眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)　両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3)　１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が１m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4)　神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5)　胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6)　１手の母指を含み３の手指または母指以外の４の手指を失ったもの (7)　１手の５の手指または母指を含み４の手指の用を廃したもの (8)　１足をリスフラン関節以上で失ったもの (9)　１上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10)　１下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11)　両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第１の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第１の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12)　外貌に著しい醜状を残すもの (13)　両側の睾丸を失ったもの	63%
第８級	(1)　１眼が失明し、または１眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2)　脊柱に運動障害を残すもの (3)　１手の母指を含み２の手指または母指以外の３の手指を失ったもの (4)　１手の母指を含み３の手指または母指以外の４の手指の用を廃したもの (5)　１下肢を5cm以上短縮したもの (6)　１上肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの (7)　１下肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの (8)　１上肢に偽関節を残すもの (9)　１下肢に偽関節を残すもの (10)　１足の足指の全部を失ったもの	51%
第９級	(1)　両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)　１眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3)　両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4)　両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5)　鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6)　咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7)　両耳の聴力が１m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8)　１耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が１m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9)　１耳の聴力を全く失ったもの (10)　神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11)　胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12)　１手の母指または母指以外の２の手指を失ったもの (13)　１手の母指を含み２の手指または母指以外の３の手指の用を廃したもの (14)　１足の第１の足指を含み２以上の足指を失ったもの (15)　１足の足指の全部の用を廃したもの (16)　外貌に相当程度の醜状を残すもの (17)　生殖器に著しい障害を残すもの	39%
第１０級	(1)　１眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)　正面視で複視を残すもの (3)　咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4)　14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5)　両耳の聴力が１m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6)　１耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7)　１手の母指または母指以外の２の手指の用を廃したもの (8)　１下肢を3cm以上短縮したもの (9)　１足の第１の足指または他の４の足指を失ったもの (10)　１上肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの (11)　１下肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの	30%

等級	後遺障害	保険金支払割合
第１１級	(1)　両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2)　両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3)　１眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4)　10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5)　両耳の聴力が１m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6)　１耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7)　脊柱に変形を残すもの (8)　１手の示指、中指または環指を失ったもの (9)　１足の第１の足指を含み２以上の足指の用を廃したもの (10)　胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	22.5%
第１２級	(1)　１眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2)　１眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3)　７歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4)　１耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5)　鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6)　１上肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの (7)　１下肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの (8)　長管骨に変形を残すもの (9)　１手の小指を失ったもの (10)　１手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11)　１足の第２の足指を失ったもの、第２の足指を含み２の足指を失ったものまたは第３の足指以下の３の足指を失ったもの (12)　１足の第１の足指または他の４の足指の用を廃したもの (13)　局部に頑固な神経症状を残すもの (14)　外貌に醜状を残すもの	15%
第１３級	(1)　１眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)　１眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3)　正面視以外で複視を残すもの (4)　両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5)　５歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6)　胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7)　１手の小指の用を廃したもの (8)　１手の母指の指骨の一部を失ったもの (9)　１下肢を1cm以上短縮したもの (10)　１足の第３の足指以下の１または２の足指を失ったもの (11)　１足の第２の足指の用を廃したもの、第２の足指を含み２の足指の用を廃したものまたは第３の足指以下の３の足指の用を廃したもの	10.5%
第１４級	(1)　１眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2)　３歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3)　１耳の聴力が１m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4)　上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5)　下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6)　１手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7)　１手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8)　１足の第３の足指以下の１または２の足指の用を廃したもの (9)　局部に神経症状を残すもの	6%

注１　上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注２　関節等の説明図

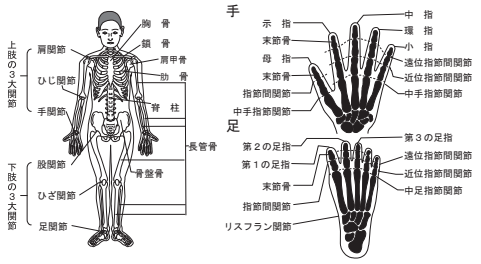

（ご注意）通学中又は学校施設等相互間の移動中の事故については、学研災普通保険及び本特約に加入の場合に限り保険金のお支払い対象となります。

Ⅳ. 通学中等傷害危険担保特約

第１条（保険金を支払う場合）

（1）　当会社は、この特約により、普通約款（＊1）第２条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が大学等の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的を持って、合理的な経路および方法（＊2）により、被保険者の住居（＊3）と学校施設等との間を往復する間または学校施設等相互間を移動する間に生じた事故によってその身体に被った傷害に対しても、保険金（＊4）を支払います。

（2）　（1）の往復する間または移動する間に経路を逸脱または往復もしくは移動を中断した場合には、その逸脱または中断の間およびその後は（1）の往復する間または移動する間に含みません。ただし、その逸脱または中断が授業等、学校行事もしくは課外活動に必要な物品の購入その他これに準ずる行為を行うためのものである場合または日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、その逸脱または中断の間を除き、その後は（1）の往復する間または移動する間に含みます。

（＊1）学生教育研究災害傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

（＊2）大学等が禁じた方法を除きます。

（＊3）社会人入試を経て大学等に入学した学生が大学等に通う場合は、勤務先を含みます。

（＊4）死亡保険金、後遺障害保険金および医療保険金をいいます。以下この特約において同様とします。

第２条（用語の定義）

この特約において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	授業等	授業および次に掲げるものをいいます。 ア．指導教員の指示に基づく卒業論文研究または学位論文研究。ただし、専ら被保険者の私的生活にかかる場所において従事するものを除きます。 イ．指導教員の指示に基づく授業の準備もしくは後始末または授業を行う場所、大学等の図書館、資料室もしくは語学学習施設における研究。
②	学校施設等	大学等が教育活動のために所有、使用または管理している施設のほか、授業等、学校行事または課外活動の行われる場所をいいます。
③	日常生活上必要な行為	次に掲げるものをいいます。 ア．日用品の購入その他これに準ずる行為 イ．選挙権の行使その他これに準ずる行為 ウ．病院または診療所において診察または治療を受けることその他これに準ずる行為
④	社会人入試	一般の入学志願者と異なる方法により判定する入試方法のうち、社会人特別選抜入試等の社会人を対象とする入試をいいます。

第３条（保険金の支払）

当会社は、被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、保険金が支払われる場合には、その事故が普通約款第２条（保険金を支払う場合）（1）の表の②に該当したとして普通約款第５条（死亡保険金の支払）、第６条（後遺障害保険金の支払）および第７条（医療保険金の支払）の規定に基づき、算出した額を支払います。

第４条（保険金の請求）

被保険者または保険金を受け取るべき者が第１条（保険金を支払う場合）に定める保険金の支払を請求する場合は、普通約款第25条（保険金の請求）（2）に規定する書類のほか大学等の事故証明書を当会社に提出しなければなりません。

第５条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款の規定を準用します。

（ご注意）接触感染による感染症予防措置を受けた場合については、学研災普通保険及び本特約に加入の場合に限り接触感染予防保険金のお支払い対象となります。

Ⅴ. 接触感染予防保険金支払特約

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が普通約款（＊1）第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として接触感染をし、かつ、事故（＊2）の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合は、この特約および普通約款の規定に従い、下表の額を接触感染予防保険金としてその被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、接触感染予防保険金の支払は1回に限ります。

接触感染予防保険金の額	15,000円

（＊1）学生教育研究災害傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

（＊2）普通約款第２条の傷害の原因となった事故をいいます。以下この特約において同様とします。

第２条（用語の定義）

この特約において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義に従うものとします。

	用　語	定　義
①	接触感染	臨床実習の目的で使用される施設内で、被保険者が直接間接を問わず、感染症（＊1）の病原体に予期せず接触（＊2）することをいいます。
②	臨床実習	病院等（＊3）で行う実習をいいます。
③	感染症予防措置	感染症の病原体への感染または感染症の発症を予防することを目的として行う検査、投薬等をいいます。ただし、医師等の指示または指導に基づくものに限ります。

（＊1）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第１項の感染症をいいます。以下この特約において同様とします。

（＊2）接触のおそれのある場合を含みます。

（＊3）病院または診療所等をいいます。以下この特約において同様とします。

第３条（保険金の請求）

（1）　当会社に対する保険金請求権は、感染症予防措置を受けた時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）　被保険者が接触感染予防保険金の支払を請求する場合には、（3）に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

（3）　当会社に提出する書類は、下表のとおりとします。

①	当会社の定める保険金請求書
②	当会社の定める事故報告書
③	事故の発生した病院等の事故証明書
④	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に感染症予防措置を実施したことを証明する医師の証明書
⑤	被保険者の印鑑証明書
⑥	当会社が被保険者の感染症予防措置の内容等について病院等または医師に照会し説明を求めることについての同意書
⑦	接触感染予防保険金の請求を第三者に委任する場合には、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
⑧	その他当会社が普通約款第26条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

第４条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇　所	読み替え前	読み替え後
①	第24条（事故の通知）（1）	事故発生の状況および傷害の程度	事故発生の状況、感染症予防措置の内容および経過等の詳細
②	第26条（保険金の支払時期）（1）の表の①	傷害発生の有無	感染症予防措置の発生の有無
③	第26条（1）の表の③	傷害の程度、事故と傷害との関係	事故と感染症予防措置の関係
④	第28条（時効）	第25条（保険金の請求）（1）	この特約第３条（保険金の請求）（1）

第５条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

Ⅵ. 共同保険に関する特約

第１条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第２条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第３条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第２条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第４条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

Ⅶ. 学生教育研究災害傷害保険特約書

公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「甲」という。）と、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社（以下この４社を「乙」という。）は、学生教育研究災害傷害保険普通保険約款（以下「普通約款」という。）および、通院保険金の支払要件変更に関する特約、通学中等傷害危険担保特約（以下「通学特約」という。）、ならびに接触感染予防保険金支払特約（以下「接触感染特約」という。）に基づく保険契約（以下「この保険契約」という。）について、次のとおり特約を締結する。この場合において、乙は、東京海上日動火災保険株式会社を代表

会社として、この特約に基づく保険契約の締結、保険料の領収、保険金の支払、その他この保険契約に関する一切の事務をとり行うこととする。
なお、甲および乙は、大学生の教育研究活動中の災害に対する補償制度としての本保険の趣旨にそって、健全に運営していくべく相互に協力することとする。

第１章　保険契約引受に関する事項

(保険契約者および被保険者)

第１条　保険契約者は甲とし、普通約款第１条にいう被保険者は甲の賛助会員である学校教育法等に定める大学または高等専門学校（以下「会員大学等」という。）に在籍する学生（大学の学部、短期大学の学科、大学院の研究科および高等専門学校の本科ならびに専攻科、別科の学生、留学生、聴講生、研究生、科目等履修生）とする。

(担保する事故の範囲)

第２条　普通約款第２条にいう「正課中、学校行事、学校施設、課外活動の範囲」に掲げられている間に急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ったときは、普通約款に従い保険金を支払う。また、通学特約および接触感染特約を付帯する場合には、通学特約第１条および接触感染特約第１条に従い保険金を支払う。

２．普通約款第１条「正課中」にいう「授業を受けている間」には、次の各号に掲げる間を含む。

（1）大学設置基準第28条および大学院設置基準第15条の規定に基づき、他の大学もしくは短期大学の正課を履修している間または高等専門学校設置基準第19条の規定に基づき、他の高等専門学校の正課を履修している間

なお、ここにいう「他の大学もしくは短期大学」には外国の大学または短期大学も含む。

（2）通信生の場合は面接授業を受けている間

(保険金額および保険料)

第３条　普通約款第５条にいうこの保険契約の被保険者１名当たりの死亡保険金額は2,000万円または1,200万円のいずれかとする。

２．この保険契約の被保険者１名当たりの保険料は別紙１に定めることとする。

３．保険責任期間１年に満たない端日数がある場合の保険料の算出にあたっては、切り上げて１年として取扱うこととする。

４．保険責任期間の途中で通学特約および接触感染特約を付帯する場合で、未経過期間が１年に満たない端日数がある場合の保険料の算出にあたっては、切り上げて１年として取扱うこととする。

(保険料の追徴・返還方法)

第４条　保険料の追徴・返還は、次のとおり行う。

（1）乙は、この保険契約の全部あるいは一部が無効、失効または解除となった場合は普通約款第21条、第22条の規定に基づき保険料を返還する。また、被保険者の退学の場合には、普通約款第20条第１項第２号の規定に基づき保険料を返還する。

（2）乙は、被保険者の昼間部、夜間部または通信部の区分の変更に伴い適用保険料に変更が生ずる場合には、従前と変更後の昼間部、夜間部または通信部の区分のそれぞれの適用保険料（当該被保険者の保険責任期間に対応するもの）から既経過期間に対応する保険料を差し引いたそれぞれの額の差額を追徴または返還する。

（3）乙は、被保険者が保険責任期間中に通算して１年以上の休学をした場合は、保険責任期間から休学期間（１年に満たない端日数がある場合は、切り捨てて取扱う。）を控除した期間を既経過期間とし、第１号に準じ差額を返還する。

第２章　支払責任に関する事項

(保険責任期間)

第５条　普通約款第11条第１項の規定にかかわらず、この保険契約の保険責任期間は次のとおりとする。

（1）４月入学学生

イ．新入学生が４月入学の場合で、入学する年の３月末日までに会員大学等に保険料相当額をそえて本保険契約への加入申込みを行った場合、その者に係る保険責任期間は４月１日午前０時に始まり、所定の卒業年度の３月31日午後12時に終わる。

ロ．前号以外の場合の保険責任期間は、学生が会員大学等に保険料相当額をそえて、本保険契約への加入申込みを行った日の翌日午前０時に始まり、所定の卒業年度の３月31日午後12時に終わる。

（2）９月入学学生

イ．新入学生が９月入学の場合で、入学する年の９月末日までに会員大学等に保険料相当額をそえて本保険契約への加入申込みを行った場合、その者に係る保険責任期間は９月１日午前０時に始まり、所定の卒業年度の８月31日午後12時に終わる。

ロ．前号以外の場合の保険責任期間は、学生が会員大学等に保険料相当額をそえて、本保険契約への加入申込みを行った日の翌日午前０時に始まり、所定の卒業年度の８月31日午後12時に終わる。

（3）10月入学学生

イ．新入学生が10月入学の場合で、入学する年の９月末日までに会員大学等に保険料相当額をそえて本保険契約への加入申込みを行った場合、その者に係る保険責任期間は10月１日午前０時に始まり、所定の卒業年度の9月30日午後12時に終わる。

ロ．前号以外の場合の保険責任期間は、学生が会員大学等に保険料相当額をそえて、本保険契約への加入申込みを行った日の翌日午前０時に始まり、所定の卒業年度の９月30日午後12時に終わる。

（4）教授会等において大学の学部、短期大学の学科、大学院の研究科の学年単位以上の「全員加入」および「保険加入日」が決議され、かつ全学生人数分の保険料分担金を大学が負担する場合には、新規加入の年の保険責任期間は決議された「保険加入日」の午前０時から始まるものとする。ただし、保険責任期間の開始は決議された日時よりさかのぼることはできない。

（5）前項の場合において、継続加入の年の保険責任期間は、４月１日、９月１日および10月１日の午前０時から始まるものとする。

(保険引受割合)

第６条　この保険契約における乙の保険引受割合は別に定めるとおりとする。ただし、乙は各社単独別個に保険契約上の権利を有し義務を負い、連帯はしない。

第３章　会員大学等および甲ならびに乙の権利、義務、事務処理に関する事項

(保険料相当額の保管責任)

第７条　甲は、会員大学等に対して、乙のために受領した保険料相当額については、これを他の財産とは区分して保管させることとする。

(保険料相当額および帳簿・書類の報告)

第８条　乙は、この保険契約に関し特に必要があると認めたときは、甲に対して、その保管している金銭および帳簿・書類の状況等の報告を求めることができる。また、甲は、乙の求めに従い、会員大学等に対して、その保管している金銭および帳簿・書類の状況等を乙に報告させることとする。

(加入者名簿の作成および保管)

第９条　甲は、会員大学等に、加入者名簿３部を作成させ、うち１部を会員大学等が保管し、２部を提出させることとする。甲は、この提出を受けた場合には1部を保管の上、1部を乙に送付しなければならない。

２．前項の規定にかかわらず、第５条第３項に定める「全員加入」に該当する場合は、甲は、加入者名簿の保管および乙への送付を省略することができる。ただし、甲は、会員大学等に加入者名簿を備えつけさせ、乙が閲覧を求めたときはいつでもこれに応じさせなければならない。

(変更事項の取扱い)

第１０条　甲は、次の各号に掲げる場合には、会員大学等に、その旨の証明書を添え文書で通知させることとする。

（1）被保険者が、昼間部、夜間部または通信部の区分の変更または退学をする場合

（2）被保険者が、保険責任期間中通算して１年以上休学した場合

２．前項の通知は、前項第１号の場合はその都度、同第２号の場合は当該休学期間終了後遅滞なくこれを行わせるものとする。

３．甲は、会員大学等から前２項に定める通知を受けたときは、その内容を遅滞なく乙に通知しなければならない。

(事故の証明)

第１１条　甲は被保険者が保険金請求をする際、会員大学等に次の事項を行わせることとする。

（1）当該事故が普通約款第２条第１項第１号に該当するときは、当該事故が「正課中および学校行事に参加している間」に生じた事故であることを確認させ、その旨の証明書を交付させることとする。

（2）当該事故が普通約款第２条第１項第２号に該当するときは、当該事故が「前号以外で学校施設内にいる間」に生じた事故であることを確認させ、その旨の証明書を交付させることとする。

（3）当該事故が普通約款第２条第１項第３号に該当するときは、必要に応じ被保険者の所属する学内学生団体（大学の規則に則った所定の手続きにより大学の認めたものであるものをいう。）について当該活動が大学に届けられていることを証明する書類を会員大学等に交付させることとする。

（4）被保険者が通学特約を付帯している場合で、かつ当該事故が特約条項第１条第１項に該当するときは、次のとおりとする。

イ．当該事故が住居から学校施設等への往路上で発生した場合は、当該事故発生日時、事故場所、事故発生の日の活動予定場所、活動予定内容、その活動の開始予定時刻、通常利用する経路および方法について、会員大学等に証明させることとする。

ただし、事故発生日時、事故場所、通常利用する経路および方法については、会員大学等が知り得なかった場合には証明する必要はないこととする。

ロ．当該事故が学校施設から住居への復路上で発生した場合は、当該事故発生日時、事故場所、事故発生の日の活動場所、活動内容、その活動の終了時刻、活動の行われた学校施設等を離れた時刻、通常利用する経路および方法について、会員大学等に証明させることとする。

ただし、事故発生日時、事故場所、活動の行われた学校施設等を離れた時刻、通常利用する経路および方法については、会員大学等が知り得なかった場合には証明する必要はないこととする。

ハ．当該事故が学校施設等の間を移動中に発生した場合は、当該事故発生日時、事故場所、事故発生の日の移動先の活動予定場所、その活動の開始予定時刻、移動元の学校施設等を離れた時刻、通常利用する経路および方法について会員大学等に証明させることとする。また移動元の学校施設等において授業等、学校行事または課外活動に参加したと申告のあったものについては、その活動についても活動場所、活動内容および活動終了時刻を証明することとする。

ただし、事故発生日時、事故場所、移動元の学校施設等を離れた時刻、通常利用する経路および方法については、会員大学等が知り得なかった場合には証明する必要はないこととする。

（5）被保険者が接触感染特約を付帯している場合で、かつ当該事故が接触感染特約第１条に該当するときは、当該事故が臨床実習中に生じた事故であることを、会員大学等に証明させることとする。ただし、会員大学等が知り得なかった場合には証明する必要はないこととする。

(加入の通知)

第１２条　甲は、毎月末日までに前々月分の加入者について、乙に通知を行うこととする。

２．前項の通知に遅滞または脱漏があった場合において、甲に故意または重大な過失があったときは、乙は、当該通知の対象となる被保険者の被った傷害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額とみなす。

$$\text{各被保険者の保険金額} = \text{保険証券記載の被保険者１名あたりの保険金額} \times \frac{\text{遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づく保険料の合計額}}{\text{遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかった場合の保険料の合計額}}$$

３．第１項の通知に遅滞または脱漏があったときは、保険期間終了後であっても、甲はこれに対する保険料を支払わなければならない。ただし、前項の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適用しない。

４．第２項の規定は、乙が同項の通知の故意もしくは重大な過失による遅滞もしくは脱漏があることを知った時から同項の規定により保険金を支払うことについて甲に対する通知をしないで１か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から５年を経過した場合には適用しない。

(保険料相当額の受領および送金)

第13条　甲は、会員大学等を通じ、加入を希望する学生より所定の保険料相当額の全額を受領し、加入した月の翌々月末までにそれを乙に送金しなければならない。

(保険料相当額の保管責任)

第14条　甲は、乙のために受領した保険料相当額については、これを他の財産とは区分して保管するものとし、甲および会員大学等の保管中に盗難または紛失その他の事故による滅失があったときにおいても、甲は乙に保険料を支払う責めに任ずることとする。

(事務取扱費等)

第15条　乙は、甲が指定した事務取扱者に対し、その者が受領した保険料相当額の７%に相当する額の範囲内において、事務取扱費を支払う。

２．乙は、甲が指定した事務取扱者に対して、前項に定める事務取扱費の他は、事務取扱に関する諸費用その他名目の如何にかかわらず、一切支払わない。また、会員大学等に対しても一切の費用負担は行わない。

（損害の賠償）
第16条　甲および会員大学等が、この保険契約に違反して乙に損害を与えたときは、乙は甲にその損害の賠償を請求することができる。
２．乙がこの保険契約に違反して甲に損害を与えたときは、甲は乙にその損害の賠償を請求することができる。
（保険金支払いに関する協議）
第17条　甲は、乙と被保険者との間で保険金支払いに関し意見の相違が生じた場合には、協議の上、両者の意見の調整を行うこととする。

第４章　特約の期間に関する事項

（特約の期限、解除）
第18条　この特約の有効期間は、令和２年４月１日から令和３年３月31日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに甲、乙いずれか一方からもしくは双方より書面をもって解除の意思表示がなされない限り、この特約は更に１か年間延長され、以後毎年これに準ずることとする。
２．甲または乙は、30日前に文書により予告してこの特約の全部または一部を改正もしくは解除することができる。
３．前項の規定によりこの特約が解除された場合においても、すでに成立している保険契約は、その保険期間満了のときまで有効に存続する。
４．前２項の規定によりこの特約が解除された場合は、甲は乙に対する未納保険料がある場合には遅滞なくこれを精算しなければならない。
（準用規定）
第19条　この特約に定めのない事項については、普通約款、特約条項および日本国の法令の定めるところによる。

Ⅷ. 重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報のご説明
・契約概要は、ご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。必ずお読みください。
・注意喚起情報は、ご加入いただく学生の皆様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。必ずお読みください。
・この文書はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、P8 ～ P15の保険約款等によりますが、ご不明点等については在籍する学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）までお問い合わせください。
※この「しおり」、「学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）のごあんない」等、加入内容が分かるものを保管くださるようお願いします。

1. 契約概要

1. 商品の仕組み、引受条件等

（1）商品の仕組み

この保険は、（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし、同協会の賛助会員校に在籍する学生を被保険者（補償を受けることができる方）とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として同協会が有します。

（2）補償の内容・保険期間（保険のご契約期間）

①保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間等については、P2 ～ P6をご確認ください。

（3）引受条件（保険金額等）

この保険での引受条件（保険金額等）はあらかじめ定められたご契約タイプとなります。ご契約タイプについての詳細はP1およびP5をご確認ください。

2. 保険料

保険料はご加入いただく保険料適用区分等によって決定されます。保険料については、P1をご確認ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. 注意喚起情報

1. 補償の重複に関するご注意

○賠償責任を補償する特約等をご契約される場合で、被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約（他の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
○補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください（1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。）。

2. 告知義務等

加入時、引受保険会社に重要な事項（＊1）をお申出いただく義務があります。
・加入の際、記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っている場合には、契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
・他人のために保険契約を締結する場合、契約者またはその代理人に過失がなかったとしても、被保険者（補償を受けることができる方）またはその代理人の故意または重大な過失によって、集計報告書の記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っているときも同様です。
（＊1）他の保険契約等に関する事項を含みます。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

○退学等の際の通知義務や事故などが発生した場合の手続き等についてはP6 ～ P7をご確認ください。ご通知や手続き等がないと、保険金をお支払いできないことやご加入を解除されること等があります。
○ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、集計報告書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

4. 保険開始日

P2をご確認ください。

5. 保険金をお支払いしない主な場合等

P6をご確認ください。

6. 引受保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細はP17をご確認ください。

7. 共同保険について

共同保険については、表紙裏面をご確認ください。

8. 個人情報の取扱いについて

P17をご確認ください。

9. 被保険者からのお申出による解約

被保険者からのお申出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、この「加入者のしおり」に記載のお問い合わせ先まで問い合わせてください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願いします。

10. 代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がいない場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち引受保険会社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、この「加入者のしおり」に記載のお問い合わせ先まで問い合わせてください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いします。

11. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

○ご加入時に、ご契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、東京海上日動火災保険㈱はご加入を取り消すことができます。
○以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。
・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人

に保険金を不法に取得させる目的を持っていた場合
・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険者の同意を得なかったとき（その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。）
○以下に該当する事由がある場合には、東京海上日動火災保険㈱はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
・ご契約者、被保険者または保険金受取人が東京海上日動火災保険㈱にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合　等

東京海上日動火災保険株式会社	一般社団法人　日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）
保険に関するご意見・ご相談は （引受保険会社） 東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社） 公務第二部　文教公務室 〒102-8014　　東京都千代田区三番町６番地４ TEL：03-3515-4133 事故のご相談は 東京海上日動学校保険コーナー 0120-868-066（フリーダイヤル） ※学校保険コーナーにつながりますので、学校ごとの担当学校保険コーナーから折り返しご連絡することがあります。 受付時間：平日９：00 ～ 17：00（土・日・祝日・年末年始は除く）	東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。 （https://www.sonpo.or.jp/） 0570-022808<通話料有料> IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間：平日 午前９時15分～午後５時 （土・日・祝日・年末年始は除く）

Ⅸ. 保険金請求先（東京海上日動担当損害サービス課）

東京海上日動事業所	事 業 所 所 在 地
東京海上日動火災保険株式会社 本店損害サービス第二部　傷害保険損害サービス室 傷害保険損害サービス第三チーム（学校保険コーナー） フリーダイヤル　0120－868－066	〒105－8551 東京都港区西新橋３－９－４ 虎ノ門東京海上日動ビルディング

X. その他

（引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて）

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は保険業法の規定に基づき「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は一定割合まで同機構による補償が得られます。同機構の補償割合は以下のとおりです。

・保険期間が１年以内の場合…原則として80％（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100％）
・保険期間が１年超の場合…原則として90％（保険期間が5年超で引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去５年間常に超えていた場合は90％を下まわります。）

（個人情報の取扱いに関するご案内）

保険契約者である（公財）日本国際教育支援協会は、引受保険会社に本契約に関する、加入者の氏名・学籍番号・入金日等の個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③ 東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページおよび他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
東京海上日動火災保険㈱：www.tokiomarine-nichido.co.jp

個人情報は、所属校が作成した加入者名簿を（公財）日本国際教育支援協会が東京海上日動火災保険㈱へ提出することにより提供されます。この取扱いに同意しない場合は、速やかに同協会へ申し出てください（これに同意しない場合は、この保険には加入できません。）。

発行者　公益財団法人　日本国際教育支援協会
学生支援部　学生保険課

〒153-8503　東京都目黒区駒場４－５－29
TEL：03-5454-5275
http://www.jees.or.jp/

2021年10月作成

ケガ等を
した場合は…

保険金請求手続きについて

事故が起きた場合、
下記手順で手続きしてくだサ～イ

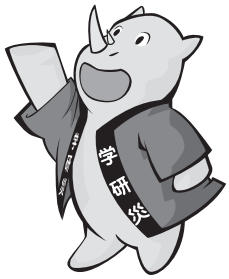

☑ 事故を学校に報告し、保険会社（東京海上日動）への事故通知手段を確認する。

▼

☑ 東京海上日動の学校保険コーナー（東京）に、事故通知ハガキ(切手不要)・携帯・パソコン・FAXのいずれかで事故を通知する。

(事故通知システム
トップページ)

▼

☑ 通院中の領収書等を受け取り保管する。

▼

☑ 学校から保険金請求書を入手する。

▼

☑ 治療完了後に保険金請求書（学校で証明欄に記載をしたもの）を東京海上日動の学校保険コーナー（東京）に送付する。

※送付先はP16をご参照ください。

▼

☑ 東京海上日動から保険金が支払われる。